令和８年（フ）第１４３３号
千葉市若葉区西都賀２丁目19番20号
債務者　岩井　正志
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４９３号
千葉県船橋市浜町１丁目12番５号　ビブレ三勇２Ｆ
債務者　内山　健蔵
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５１２号
千葉県市川市二俣529番地　（ベストリハナーシングホーム西船橋）
債務者　川崎嘉千江
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５２３号
千葉県船橋市行田３－１－１－503　友田様方、住民票上の住所千葉県匝瑳市椿1844番地２　グレイスコート　207号室
債務者　林　きみ子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５２５号
千葉市中央区中央４丁目４番９号　Ｙ・Ｓビラ２号
債務者　山田　憲子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５２７号
千葉県浦安市富士見４丁目６番32―403号　グランヴィスタ舞浜
債務者　渡邊　一幸
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５４６号
千葉県市川市東菅野４丁目30番10号　（201号）
債務者　橋向　初子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５４８号
千葉県市川市幸１丁目13番７号　（福寿コーポ弐番館Ｆ号）
債務者　堀川久美子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５７４号
神戸市北区筑紫が丘８丁目３番地の20
債務者　林　　佑樹
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７７３号
神戸市垂水区東舞子町６番16―305号
債務者　Ａｍｂａｒイングリッシュスクールこと　アンバル美香
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９４５号
神戸市中央区筒井町３丁目17番12―205号
債務者　峯崎枝里子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９５６号
神戸市東灘区岡本１丁目２番27―512号
債務者　堀　由美子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２８０号
長崎県長崎市三原２丁目27番68号　三原アパート203
債務者　小畑　　泉（旧姓濵崎、小川）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３１１号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2123番地の17　内野コーポ101
債務者　末永　　明
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第９８２号
広島市中区富士見町15番16―202号
債務者　可児　敬浩
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２７号
山口県周南市楠木１丁目４番23―203号、前住所山口県周南市青山町６―21
債務者　岩本妃佐子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第７３号
山口県下松市旗岡３丁目９番１―305号
債務者　佐原知香子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
山口地方裁判所周南支部